

第7章 個人情報保護

特定健康診査等に関わる個人情報については、志木市個人情報保護条例、志木市情報セキュリティポリシーに基づき適正な管理を行います。

また、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に準じて行います。

特定健康診査等に関わる業務を外部に委託する際は、個人情報の厳正な管理や、目的外利用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を確認します。

第8章 特定健康診査等実施計画の公表・周知方法

本計画は、志木市の広報紙やホームページで公表し、また配布にあたっては、計画の要旨等をまとめた概要版を作成し、周知に努めます。

第9章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し方法

1 基本的な考え方

生活習慣病有病者及びその予備群の減少を図るためには、本計画に基づき、特定健康診査等の受診率向上と事業内容の充実・改善に向けた継続的な取組みが不可欠です。

そのため、具体的な評価内容を設定し、事業の実施状況及び成果に関する評価を毎年度実施するとともに、経年的な分析・評価を行います。

2 評価方法

(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

第4章において設定した毎年度の目標値において、前年度の結果としての受診率等を翌年度に確認し、達成度を把握します。

(2) 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導及びその他の保健事業の効果を検証するための指標として、特定保健指導対象者の減少率を用いて把握します。

(3) 実施事業（第2期データヘルス計画 第4章）

効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行います。

(4) その他（実施方法・内容・スケジュール）

目標値達成のために定めた実施方法・内容・スケジュール等について、計画通りに進められたか評価します。

評価にあたっては、別添の振り返りシートを用いて実施します。

3 見直し方法

上記の評価結果について、毎年度、志木市国民健康保険運営協議会等に報告し、状況に応じて本計画の見直しを行います。

第10章 その他

1 各種健（検）診等との連携

健康増進法等に基づき実施する健（検）診等とも可能な限り連携して実施するものとします。

2 健康づくり事業との連携

特定健康診査・特定保健指導は、被保険者のうち40歳から74歳までの方が対象ですが、生活習慣病予防のためには、40歳より若い世代へ働きかけ、生活習慣病のリスクの周知や日々の生活スタイルを見直していくことが重要になります。そのためには、関係部署が実施する保健事業とも連携しながら、生活習慣病予防を推進していきます。

別添資料

■振り返りシート

目標									
中長期目標 (平成35年度末)									
短期目標 (平成32年度末)									
事業内容									
年度		年度							
評価		ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトプット評価			アウトカム評価		
事業名	達成・未達成の要因			(A)目標値	(B)実績	達成 (B)/(A)	(A)目標値:	(B)実績	達成率 (B)/(A)
総合評価									